

○西条市こども医療費助成条例

平成16年11月1日

条例第119号

改正 平成18年9月29日条例第24号

平成20年3月25日条例第8号

平成24年3月28日条例第5号

平成24年6月29日条例第13号

(題名改称)

平成26年3月26日条例第7号

(題名改称)

平成28年3月24日条例第14号

平成30年3月26日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、こどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(平24条例13・平26条例7・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「こども」とは、本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記載されている者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者を除く。)又は国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた者であって、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であるもののうち、出生の日から15歳に達する日以後における最初の3月末日までの間にあつたものをいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監督保護するものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額(他の法令等の規定に基づく医療費の給付がある場合で、規則で定める場合はその額を控除した額)をいう。

6 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局、同法第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関その他の病院、診療所又は薬局等をいう。

(平18条例24・平20条例8・平24条例13・平26条例7・平28条例14・平30条例10・一部改正)

#### (助成対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、こどもの保護者であって本市の区域内に住所を有する者でなければならない。

(平24条例13・平26条例7・一部改正)

#### (助成)

第4条 市長は、助成対象者がこどもに係る保険給付につき一部負担金を負担する場合には、当該一部負担金に相当する額を助成するものとする。ただし、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び障害児入所医療に係る利用者負担額(市町村民税非課税世帯に属するこどもに係るものを除く。)は除く。

(平18条例24・平20条例8・平24条例5・平24条例13・平26条例7・平28条例14・一部改正)

#### (助成制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、こどもの保険給付につき、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償が行われるときは、その限度において助成しないものとする。

(平24条例13・旧第6条繰上・一部改正、平26条例7・一部改正)

(助成の方法)

第6条 こどもに係る第4条の助成は、同条で定める一部負担金に相当する額を保険医療機関等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき第4条で定める一部負担金に相当する額を支払うことによりこどもに係る助成を行うことができる。

(平24条例13・旧第7条繰上・一部改正、平26条例7・平28条例14・一部改正)

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平24条例13・旧第8条繰上)

(権利の保護)

第8条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平24条例13・旧第9条繰上)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例13・旧第10条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西條市乳幼児医療費助成条例(昭和48年西條市条例第1号)、東予市乳幼児医療費助成条例(平成14年東予市条例第2号)、丹原町乳幼児医療費助成条例(昭和48年丹原町条例第3号)又は小松町乳幼児医療費助成条例(昭和48年小松町条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月29日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市乳幼児医療費助成条例、西条市母子家庭等医療費助成条例及び西条市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、施行日以後の診療分から適用し、施行日前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月25日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市乳幼児医療費助成条例の規定は、施行日以後の診療分から適用し、施行日前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月28日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条第1項中「若しくは外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく外国人登録をしている者」を削る改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の西条市乳幼児及び児童医療費助成条例の規定は、施行日以後の診療分から適用し、施行日前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月26日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市こども医療費助成条例の規定は、施行日以後の診療分から適用し、施行日前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月24日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市こども医療費助成条例の規定は、施行日以後の診療分か

ら適用し、施行日前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月26日条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。